

經濟論叢

第九十三卷 第四號

- 国立大学特別会計の史的考察……………島 恭彦 1
- 伐出資本の性格について一覚え書……………山 崎 武 雄 15
- 中国における
国営企業流動資金と銀行信用……………三 木 毅 29
- 工場内賃金構造の形成とその論理 (二)……………菊 池 光 造 51
-

昭和三十九年四月

京都大學經濟學會

中国における国营企業流動資金と銀行信用

三 木 毅

社会主義社会における支配的な所有制は全人民所有制である。現段階の全人民所有制は国有制と同視され、したがって全人民所有制の企業は国家、具体的にいえば中央・地方の政府によって所有、経営される国营企業である。中国では、当初全人民所有制の企業を国营もしくは公営企業といったが、一九五二年国营企業の名称に統一された¹⁾。

国营企業(以下企業)は経営に必要な一定額の資金——資金は資本主義社会における資本と峻別される社会主義経済範疇である²⁾——を所有する。資金は回転過程に貨幣資金—生産資金—商品資金—貨幣に変態する。この資金の変態は資金の価値回転における型態転換であり、価値回転方式の相違によって資金は固定資金と流動資金とに区分される。資金の価値回転方式の相違は資金の物質的消耗方式の相違によって決定され、物質的要素の更新・補償方式と不可分に連関している³⁾。固定資金の主要な構成要素は生産用建物・設備等の労働手段であり、これらの物質型態の総括が固定資産である。流動資金の構成要素の典型は原料・材料・燃料等の労働対象であり、これに仕掛品・成品・現金等をふくめ、総括して流動資産という。一九五〇年七月三十一日公布の中国政務院暫行弁法⁴⁾をかりてより詳細にみよう。固定資産は生産用家屋・建物・動力設備・伝導設備・生産機器設備・工具と生産上応用の器具・運輸工具・家具用品・予備固定資産、土地投資、農業生産と副業用固定資産、財貨販売と供給用固定資産、住宅と附

属建築物、文化生活手段用と衛生保健用固定資産等、流動資産は原料と主要材料・購入半成品・補助材料・燃料・什掛品・成品・零細修理用備品・包装器材・安価な消耗品・前払金・未収金・手許現金等である。

固定資金と流動資金の区分はさらに資金調達・管理の区分と密接に係している。基本上、固定資金は無償—無利子・無返済の財政支出—財政資金、流動資金は一部を財政資金、大部分を有償—利子付・期日返済の国家銀行（中国では中国人民銀行—以下国行）貸出—信用資金によって充足される。固定資金と流動資金、財政資金と信用資金の相互転換は許されず、財政資金とそれによって充足される固定資金と流動資金の使用は財政部門と企業主管部門、信用資金とそれによって充足される流動資金の使用は国行によって管理される、中国の表現をもってすれば、分別管理の原則が厳守される。資金総額の決定、固定資金と流動資金・財政資金と信用資金の配分は国民経済的観点から統一的・均衡的に行なわれるため、分別管理とともに統籌考慮（資金を統一的計画の下で考慮する）・統合平衡（国民経済・地区・部門企業等における財貨と資金の総合的な均衡を保証する）・統一調度（統一的・集中的に資金を調達、処理する）等の原則が立てられている。企業所要の資金がすべて財政資金によって調達されることは最も簡便であろうが、なお商品生産と貨幣経済が存在し、特に貨幣が支払手段として機能し、また一方では暫時的な遊休資金が存在し、他方で臨時的な追加資金需要が発生する現実状況から信用はかくなることができないのである。

遊休資金は国行の預金を通じて動員される。その存在形態は (1) 企業等の資金回転過程における遊休金、使用前の減価償却費・労賃基金・その他の専用基金、国庫上納前の税金・利潤 (2) 国家財政の遊休資金と余剰金 (3) 事業単位・政府機関・団体等の遊休資金 (4) 集団所有制生産単位の収入と信用協同組合預金 (5) 人民貯蓄 である。この外、国行が実際に運用できる資金には国行自身の資金と商品流通の拡大を前提として増発される貨幣がある。⁵⁾

国行に集中される資金は、個人貸出もあるが、主として全人民所有制と集団所有制の経済成分に貸出され、一部の農業基本建設・小型工業基本建設に対する長期資金を除き、工業・農業・商業等の短期流動資金を充足する⁶⁾。流動資金等の貸出金はすべて国行に開設される各種勘定口座を通じて払出され、この支払段階に現金使用の許されるものと無現金決済を行なうものがあり、これによって現金貸出と無現金貸出に区分される⁷⁾。資金回転の過程では現金貸出と無現金貸出は判然と区分しがたく、相互に轉換しあう場合もあるが、決して無条件的・無差別的ではない。現金使用の範囲は貨幣管理制度によって厳重に規制されている。この規制は信用資金のみならず財政資金の使用においても行なわれ、企業・政府機関・部隊・協同組合・団体等のすべての経費・資金は国行口座を通じて処理され、特に企業に対して (1) 原材料の時期・品質・数量に応じた調達処理を促進し工農生産の高度発展の要請を満足させる (2) 全国的基盤で物資調達処理計画を執行し売買契約を履行し協同作業の条件を実現させる (3) 物資の分配過程をはやめ物資を生産もしくは市場に投入させる (4) 決済過程に社会労働と費用を節約する 作用を期待できるとしている⁸⁾。無現金決済には取引代金をそのつど振替もしくは小切手によって国行口座を通じて授受する方式と相互に相殺勘定口座を開設し取引差額を定期的に一括清算する方式とがあり、後者がより上述の作用を発揮することができ⁹⁾。中国では前者の採用段階にあるが、それにしても無現金決済は、一九五九年国行収支総額の八五%以上⁹⁾に達している。

周知の通り、社会主義社会の貨幣流通は流通中の貨幣量が商品流通に必要な貨幣量に適應しなければならぬという法則にもとづいている。信用がこの貨幣流通法則を保証するものであるためには、信用は生産過程や流通過程に直接結びつくよう計画的でなければならぬ。信用の準拠する原則もまたこの点に立脚している。

一、計画的貸出の堅持 企業は借入計画を編製し、主管部門の審査を経て資金を国行から借入する。企業の借入計画は生産・流通・財務の計画にもとづいて作製され、国民経済計画の要求にてらして査定される。このため、計画的貸出の堅持は企業生産・流通・財務計画の実現を監督し、国民経済計画の完成を保証することになる。同時に、国行貸出は専款専用（決定された用途に使用される）を原則とする。

二、物的保証 資金の運用は財貨運動と結合し、すなわち財貨の給付と貨幣の反対給付・貨幣の給付と財貨の反対給付が密接不可分に結合することを保証し、商業信用—企業間信用は許されない。一定期間の信用運動は企業の一定循環段階中の物資在庫に適應し、貨幣と財貨の均衡を保証し、引いては全社会の財貨流通と貨幣流通の正常的進行を保証することができる。

三、期日返済 借入した資金は期日に返済される。期日返済のためには、企業が生産（流通）計画によって經常的な自己資金を所有する外に (1)借入資金で品質・規格・数量がすべて要求に合致する必要原材料を購入する (2)これらの原材料を生産に投入し生産計画を期日に完成する (3)期日に生産物を販売し販売計画を完成する (4)国家の要求にしたがって生産費を低減し利潤計画を完成することが必要となる。期日返済は生産・流通計画の実現を前提とし、したがって期日返済の能否に企業管理と経済計算の良否を測定する検査尺度となり、信用は国家が企業に対し行なう、いわゆる貨幣による統制の有力な手段となるのである。期日返済不可能な場合、企業は生産・流通計画にしたがわず、不良品を生産し、滞貨を生じ、欠損を招き、自己流動資金を消失したことになり、当然適当な制裁、たとえば期日超過貸出利率の引上げ・担保買却による強制回収・一部または全部の借入権取消し・期日前返済等の措置がとられる。

上掲の諸原則にもとづく信用供与は銀行事業の集中統一管理を基礎とし、集中統一管理は金融の国行集中と金融管理権の中央集中を内容とする。国行を除く、いかなる機関・企業・団体も預金・貸出を経営し、貨幣を発行することはできない。さらに、国行は国家の依託をうけて金融政策を執行し、金融活動全般を指導し監督する。国行は一面では経営機関、他面では行政機関として機能する。

- (1) 政務院、關於各級政府經營的企業名稱的規定、中央人民政府法令彙編（以下中法）一九五二年。
- (2) ソ連邦經濟学教科書、一九五八年、邦訳改訂第三版第四分冊、四八五頁。
- 段云、流動資金、信貸資金及其管理問題、紅旗、一九五九年、二。
- (3) 陳共、關於流動資金概念的幾個問題、經濟研究、一九六三年、七。
- (4) 政務院財政經濟委員會（以下財經委、關於國家企業資產清理及估價暫行辦法、新華月報、二二。
- (5) 高翔、論國家銀行在社会主义建設中的作用、經濟研究、一九六二年、一〇。
- (6) 段云、上掲論文。
- (7) 喻瑞祥、關於貨幣流通同商品流通相適應的幾個問題、經濟研究、一九六三年、三。
- 黃達、銀行信貸原則和貨幣流通、經濟研究、一九六二年、九。
- (8) 黃珥光、我國銀行的現金結算、紅旗、一九六〇年、一六。
- (9) 黃珥光、上掲論文。
- (10) 李佐文、從信貸的償還原則到銀行的監督作用、紅旗、一九六二年、六。

中国における国行の流動資金貸出制度は一九五〇年末から五一年初にいたる時期—一九五〇年十二月二十五日貨幣管理実施弁法¹⁾、五一年一月二十五日国行貸出總則²⁾が公布される時期に確立された。

さて、貸出の前提は、何よりもまず企業が融資可能な一定の条件をそなえることである。上述法令によれば、次の三つである。

一、経済計算制を實行する。

二、独立会計制度を有する。

三、自己流動資金を有する。

経済計算制は社会主義社会にとって客観的に必要な、生産を絶えず増大する決定的な要因である労働の節約を實現する制度である。具体的にいえば、企業を計画的に経営する型態であつて、価値法則の作用によつて造りだされ、経費と経済活動の結果を貨幣で比較し、企業の支出をその企業自身の収入で補填し、資金・資材を節約し、生産の採算性を確保する。経済計算は企業に対する国家とその機関との指導を各企業の業務上の自主性と結びつけるところに基礎をおき、企業とその個々の部分の活動に対して貨幣の統制を絶えず行なうことを前提とする。信用は企業に対して行なう貨幣の統制の重要な手段であり、企業の収入と原価の計画・流動資金の支出計画等の遂行を点検することと結びついて、経済計算制を採用させ、これを強化し、同時に経済計算制はこの点検の条件を設定する。経済計算の具備する要件は集中指導独立経済結合の原則の實行、定額制度（流動資金定額・労働時間定額・原材料消耗定額等）と生産責任制・検査と統計制度の設立、財務会計制度の設立、財務計画・原価計画等の編成であり、特に会計制度は企業活動を正確に反映するものとして重視されている。企業は資産を整理し、資金を算定し、独立会計を實行し、国行に各種勘定口座を開設することになるのであるが、独立会計制を設立することは企業が一個の完全な経済体であることの一証法である。自己流動資金の保有もまた独立的企業の決定条件であつて、自己流動資金と借入流動資金の使用が嚴格に区分される制度の下で、自己流動資金を保有せずに借入金のみで経営することは不可能である。なお、全経費が小額で自己流動資金もしたがつて極めて少額である場合、実際には流動資金借入の条件を欠

くものと判断されている。

企業の保有する自己流動資金は企業経営の質にもとづいて定額で決定され、定額流動資金といわれ、財政支出によって充足される。国行貸出は原則としてこの定額流動資金を超過する流動資金―超定額流動資金の需要を解決することになる。企業は国行借入をふくむ貨幣収支計画を業務計画（生産・販売・買上・財務の計画）・予算等にてらして作製し、これにもとづいて融資を国行に申請する。この資金供与方法は定額超定額分別管理、いわゆる定額管理方式であるが、これを制度の上で確立したのは政務院財政經濟委員会公布の一九五一年六月一日「資産整理資金算定に関する決定、同年七月三十一日「国营企業資産整理および評価暫行弁法」・「国营企業資産査定暫行弁法」である。

企業の資産整理と資金算定は經濟計算の基礎であり、流動資金貸出額査定的前提となる作業である。これらの作業は上記法令によって組織される各級の企業資産整理資金算定委員会が担当する。

国行貸出の対象は工業（製塩・酒造をふくむ）・鉄道・交通（郵便・電信電話をふくむ）・商業・銀行・農業（漁・牧をふくむ）・水利の企業である。その後の關係法令では必ずしも一々貸出対象の業種を明細に示すことはなく、単に工業・商業等と大別する場合もあり、この場合は、上例にしたがえば、工業・鉄道・交通を工業、銀行・商業を商業に総括した表現とみられる。

流動資金貸出の基礎となる定額流動資金の算定原則は次の通りである。

一、原料・材料・燃料・補助材料定額主要な原料・材料・燃料・補助材料（以下原材料）の定額は毎日の平均必要量（消耗定額と日平均生産量の積）と仕入・運送の情況にもとづき、平常生産の最低必要在庫日数（仕入日から生産投入

日前まで。運送・驗収・保管・生産投入前の準備をふくむ各過程に必要な実際日数)を決定、これによって全在庫の流動資金を計算する。特殊の在庫原材料については一定の保険在庫期間を加算できる。主要でない原材料は、もし消耗定額による計算が困難であれば、各項の実際平均残高(過度な在庫部分を除く)と新生産条件にもとづいて最低必要在庫額を計算する。

二、備品定額 固定資産の小口修理計画にもとづいて決定し、あるいは前半期の実際平均残高を後半期の定額とする。

三、安価な消耗品定額 過去の経験あるいは当該物品の性能・品質にもとづき、労働者数・作業場数・生産費をそれぞれ考慮して、その最低必要定額を計算する。

四、仕掛品定額 種類毎に生産物の生産計画期間中の生産量と単位生産費にもとづいて総生産費を算出、これに生産回転期間と仕掛品係数(総生産費にしめる仕掛品生産費の割合)を乗じ、計画期間中の日数で除し、当該生産物の仕掛中の所要資金定額を計算、全生産物の定額を合算する。上述の方法が困難な場合は前半期の実際平均残高による。

五、生産物定額 販売条件と生産物の平均回転期間(工業では生産物完成日からその倉出・代金受領済日までの必要平均日数、商業では仕入・代金支払済日から運送・驗収・保管等の過程をふくむ倉出・代金受領済日までの必要平均日数)にもとづいて最低必要在庫額を計算する。代金受領済日までとは生産物引渡後の受取勘定結算を処理する必要期間に限り、掛売の代金未収期間をふくまない。

六、前払費用定額 次期の新生産研究試験費、報告・雑誌の予約購入費で、実情にもとづいて平均必要資金額

を計算する。

七、手許現金　貨幣管理実施弁法第二章第五條の規定にもとづく法定の自己保管小額現金と商業機構の売上代金である。

上掲五の掛売であるが、貨幣管理制度において委託加工・注文生産・代理買上・代理販売を除き、すべての掛買・金銭貸借の企業間信用は禁止されているが、実際には全くこれを消滅させることができず結算資産として処理している。このため、上掲の掛売は委託加工等か実際の結算資産かは明かでないが、法令規定であるからには加工等の特殊貸借を意味するものと考えられる。七の貨幣管理実施弁法第二章第五條は手許現金に関する規定で、現金保有を国行もしくはその依託機構既設の地方では三日以内、未設の地方では三月以内の經常支払額に限り、現金使用範囲は (1)私営企業との取引 (2)市民・農民との取引 (3)労賃支払 (4)旅費支払 (5)企業間の一定限度内の小額支払 である。

以上七項定額の合計が定額流動資金を形成する。この定額流動資金の外に、企業自身の生産・財務計画および六月末の資産負債の実情に応じて国家投資の最低額を計算し査定をうける、つまり定額流動資金の追加を申請できることになっている。

定額流動資金を超過する季節性・臨時性の生産・流通およびその他の特殊原因にもとづく非經常的回転の流動資金―超定額流動資金の需要は国行の短期貸出によって解決される。融資に際して企業は流動資産をもって担保を設定しなければならない。超定額流動資金の使用範囲は、貨幣管理実施弁法によれば次の通り表現される。

一、原料・主要生産補助材料・燃料等の購入

- 二、生産過程・運送販売過程の生産費と運送費
- 三、商業合作（協同）部門の商品仕入・運送販売と輸出入
- 四、農場・農林牧畜、水利等の專業機構における各種生産
- 五、その他許可計画内の必要用途

當時の超定額流動資金貸出制度は直接企業に貸出さず、国行が中央各企業主管部門に総括して貸出し、各主管部門から所屬企業に配分される点に特徴があり、このため集中貸出制あるいは金庫制といわれた。この制度は企業の財務を集中的に掌握し、流動資金の需要を定額内で解決させ、なお不足であれば有償の超定額借入資金補充をする二段の処置を通じて資金の浪費を防止し、比較的小量の信用資金によって企業の追加資金需要を保証することを可能にし、国营經濟成分の国民經濟にしめる比重が軽く、その掌握する物資の割合が小さな国家新生期の情勢に適應し、朝鮮事變下の物価上昇を抑制することができた。

- (1) 政務院財經委、貨幣管理実施辦法、中央財經政策法令彙編（以下財法）二。
- (2) 中国人民銀行放款總則、財法三。
- (3) ソ連邦經濟学教科書、一九五八年、邦訳改訂第三版第四分冊、八四一—八四二頁。
- (4) 政務院財經委、關於国营企業清理資產核定資金の決定、中法一九五一年。

国营企業資產清理及估價暫行辦法、新華月報、二二。

国营企業資金核定暫行辦法、新華月報、二二。

一九五一年以来の經濟回復の過程に、流動資金貸出制度は一大転機に遭遇した。本制度は制度発足初期に不可避的な規定の不備があり、また經驗不足から貨幣収支計画に具体性を欠き資金運用と財務運動とが結合しない実践上

の錯誤・偏向を犯した。¹⁾しかし、何よりもまず問題であったのは国行が直接企業と関係しないため貸出を通じて企業を指導、監督し、経済計算を強化する機能を果しえない制度的欠陥であった。すでに、社会主義経済成分の拡大、経済計算制の推广、財務管理権の中央から地方への移譲、第一次五箇年計画の開始等、経済的・政治的・体制的な変化があり、こうした客観条件の推移は消極的な規定整備・制度補綴による欠陥是正をこえる、制度の創造的發展を要請した。²⁾時に一九五二年十月貨幣管理会議が召集され、事態に則応する新貸出制度を決定、五三年一月から実施することとなったのである。³⁾

一、定額貸出 企業の正常的経営を保証するため必要な在庫物資を備備（準備）定額とし、これによって所要流動資金を計算、その中財政部支出分が自己流動資金で、これを除く部分を国行が貸出し、貸出期間を当資金の回転期間以内とする。

二、結算貸出 定額に包括されない仕入・販売過程に必要な資金を貸出し、信用証（状）結算（通常の取引関係のない外地との取引に使用）貸出は信用状金額を限度とし信用状有効期間（一般五〇日、最長六〇日）以内、特殊帳戶（勘定）結算（同一地区内または外地との取引に使用、購買単位が国行と特殊口座を開設、同一地区内では小切手または支払請求書、外地間では電信・郵便為替による）貸出は特殊勘定から支払う物資代金額を限度とし三〇日以内、係付（支払保証）結算（同一地区内の取引に使用、購買単位が予め支払保証勘定を取引国行に申請して振替小切手を振出し、販売単位の取引国行から結算保証帳をうけ、これによって物資を購入、販売単位への支払は常に保証される）貸出は仕入計画内の当月仕入資金で平均五日の必要額を限度とし三〇日以内、託収承付（依託取立）結算（外地との取引に使用、販売単位が取立結算書を取引国行に送付、当国行は購買単位の取立国行に移送、取手を行う）貸出は取立委託代金額を限度とし、その取立所要期間と取引

契約に定める購買單位の支払所要期間を加えた期間以内とする。

三、大修理貸出 固定資産の修理に必要な資金で基本建設投資に属さず財政上支出できない部分を貸出す。減価却金中の一定額が大修理基金として保留、国行に予入されるものがこの種修理資金の源泉となるが、これを超過する資金を年々修理計画内で貸出す。十二個月以内とする。

四、季節性貸出 生産・運輸・販売過程の季節性物資に対し、準備定額を超過して在庫する場合、その超過定額の資金を貸出し、二季以内とする。

五、臨時貸出 (1)既定の生産・流通計画外に上級機関が臨時に生産量・販売量を追加 (2)市場の管理・統制のため超定額の特種物資を在庫 (3)運輸の障害等の客観的原因により計画を完成できず超定額の特定物資を在庫等の理由で臨時に必要な資金を貸出し、三個月以内とする。

新貸出制度は「国営工業短期貸出暫行弁法」・「国営商業短期貸出暫行弁法」の施行を通じて推行されたが、前制度に比較していちじるしい特徴をもっている。

一、原則的に在庫制を取消し、国行が直接企業に貸出し、企業の資金運用を詳細に把握した。この直接貸出方法はその後の制度改変にかかわらず継続して採用されている。

二、定額流動資金の一部を有償の国行貸出―定額貸出とし、財政資金の浪費を防止し、企業の採算性を強化した。

三、結算貸出・大修理貸出を新設し、融資の枠を拡大した。結算貸出は企業間信用を現実的に処理し、さらに財政上納不足額補填にも使用され、制度上画期的ともいえる改変であるため、本制度は差額貸出制ともいわれた。大修理貸出は固定資産増大に伴う修理資金需要増加の状況に対応するものである。

新貸出制度は全般的にみて、従前の制度に比較して融資を緩和・拡大する性格をもち、一九五四年全流動資金の三分の二以上を国行貸出方式で供与し、第一次五個年計画実施下における増大する資金需要を解決し、企業の資金運用に直接関係してその経営改善を促進する時代的要請に応えることができた。しかし、結算貸出によって信用資金は生産・流通計画の完成のみならず、企業間信用の処理に使用され、ために一九五四年第二四半期重工業・燃料工業・第一機械工業・繊維工業の各部（以下各工業部）の企業間信用は全流動資金の一五・四—一七・二%に達する膨脹となり、さらに従米厳禁されていた欠損の補填・未実現利潤の上納等の財政事項に使用され、財政資金と信用資金の使用範囲を混同し分別管理を混乱させ、財政・企業主管部門の財務・経営管理に対する積極性を弱化し、経済計算制の強化・経営の改善・資金の節約等の目的の達成を困難にした。一九五四年上半期、前年同期に比較して、各工業部の生産増長二三・九一%、定額流動資金増加三四・一六%で資金効率率は引上げられず、結算資金は全流動資金の二五%、その三四%は貨幣資金、六六%は無返済商業間信用の処理と不合理使用であった。五個年計画の遂行過程に滞貨の処理・資金の計画的期日返済の強化・資金回転の加速・資金増加需要の充足等が特に必要とされ、本貸出制の矛盾はその上で一層深刻化した。

一九五五年三月、企業間信用の消滅を徹底させ、定額貸出を停止して全定額流動資金を財政支出、超定額流動資金を国行貸出とする制度に改正した。

一、工業貸出¹⁰⁾ 經常性の定額流動資金は財政支出、季節性・臨時性の超定額流動資金は国行貸出とする。

二、商業貸出¹¹⁾ 非商品流動資金（定額）は財政支出、商品流動資金—商品仕入資金は国行貸出とする。商品流動資金貸出は商品在庫の増減にもとづいて査定され、商品買付前渡金貸出・計画商品準備貸出・超計画商品準備貸

出を包括する。商品買付前渡金貸出は従來の月初に全額を一回に貸出し結算勘定口座に振替させ買付毎に支出して月間に返済しない方法を改め、月初に貸出額を査定し月六回に限り買付必要額を分割貸出し、販売が買付を超過して余裕を生じる場合は月内に返済し、さらに前渡金貸出を必要としない場合それによって計画商品貸出を返済できる方法とした。計画商品準備貸出は一般在庫商品の購入に対する貸出であり、超計画商品準備貸出は前項貸出を超過する貸出である。上述の貸出方法は一九五五年第三四半期から綿花綿糸綿布・石油・専売・化工の四公司系統で採用した。その他の企業については結算貸出を行ない、また下級単位で独立的に損益を計算せず業務のみをいともみ資金を運用せず、すべての収入を上納するものについては金庫制を実施した。

本制度はそのもつ特徴から季節性臨時性物資在庫にもとづく貸出制度ともいわれ、企業の原材料仕入・在庫準備補充に必要な資金を保証し、仕入代金の適機的支持を便利にする積極的作用を發揮してきた。一九五六年生産の躍進があり、五個年計画目標を期限前に完成したが、五七年計画の行過ぎを調整する「反冒進工作」を実施し、資金需要の急増、特に工業部門の資金需要増加を抑制するため工業貸出利率を引上げ、同時に財政資金によって全定額流動資金を解決する方法を廃止し、定額流動資金の七〇%を財政資金、三〇%を信用資金とする定額貸出を復活した。¹²⁾しかし、その結果として資金回転の遅滞・滞貨の増大をもたらし、たとえば工業企業において、一九五六年生産費一〇〇元当り流動資金一六・八元、流動資金回転日数九九・四日であったが、五七年前者は一八・五元、後者は一〇七・七日となった。¹³⁾

(1) 姚国桐、貨幣管理工作的主要成就与今後任務、中国金融、一九五二年、七。

盧鍾根、糾正貨幣管理工作之欠点發揮國家銀行的監督作用、中国金融、一九五三年、五。

(2) 何貴謙、信貸新計画必須密接結合國民經濟情況、中国金融、一九五三年、九。

許瀛新、中國過渡期國民經濟的分析、一九六二年版、二〇六頁。

(3) 中国人民銀行總行召開第二回全國貨幣管理會議、中國金融、一九五二年、一六。

(4) 姚國桐、上揭論文。

貨幣管理名詞簡釋、中國金融、一九五三年、三。

信之、結算放款簡述、中國金融、一九五三年、七。

靜然、關於國家銀行對公放款制度問題的研究、中國金融、一九五三年、七。

(5) 中國金融編輯部、一九五五年國家銀行的主要任務、新華月報、六八。

(6) 胡濛雲、在國營工業信貸結算會議上的總結報告、新華月報、六六。

(7) 胡濛雲、上揭報告。

(8) 中国人民銀行、關於取消國營工業間以及國營工業和其他國營企業間的商業信用代以銀行結算的報告、中法一九五四年九—五五年六月。

商業部、中国人民銀行、關於取消國營商業系統內部以及各部門之間所存的商業信用的規定、中法、一九五四年九—五五年六月。

(9) 胡濛雲、上揭報告。

(10) 中國金融編輯部、上揭論文。

(11) 胡濛雲、在第二屆全國國營商業信貸制度會議上的報告、新華月報、六九。

劉卓甫、第二屆全國國營商業信貸制度會議總結(摘要)、新華月報、六九。

胡濛雲、改進信貸工作、協助企業節約資金、新華月報、七一。

(12) 中国人民銀行、關於調整現行貸款利率的報告、中華人民共和國法規彙編(以下華法)一九五七年七月—十二月。

(13) 解決工業流動資金問題的正確途徑、人民日報、一九五八年八月五日。

一九五八年に入り「反冒進工作」の錯誤を是正し、年なかばに生産の大躍進・資金回轉の大急速化・滞貨の大減

少、いわゆる大躍進を現出した。大躍進を保証する大量の資金需要を解決するためには資金の合理使用と迅速な供与が必要であり、多・快・好・省（より多く・より早く・より良く・より節約する）方針の全面貫徹が高唱される所であったが、財政と国行が別々に資金を査定し供与することから発生する手続の繁雑と両者の乖離は建設の高度発展に則し適機的に流動資金を充足する上で大きな隘路となった。

一九五九年一月、定額流動資金は依然として財政支出によるが超定額流動資金と同様国行貸出の形式をとることすなわち流動資金はすべて国行貸出を通じて直接企業に供与される制度を採用した。この国行統一貸出制度の対象企業は国营企業の外に定息（私人資本部分に対して損益にかかわらず年一定率の利潤を配当する）を実施する公私合営をふくみ、工業・商業・交通運輸・郵便電信電話・農業・文教・衛生・公安等の部門の所属企業で、軍事系統・第二機械工業部所属企業と手工業合作社、国家機関・事業単位所属工場、華僑投資公司、農業部系統の種子基金は本制度の適用をうけず、従来の方法を継続採用した。²⁾

国行統一貸出制度は企業所要の資金を迅速に供与する機動性を發揮し、大躍進をさらに助長する機能を果した。その反面、財政・企業主管部門の管理が間接的となり、しかも資金需要を解決することが重視されるあまり国行の管理も弛緩し、企業は資金需要が比較的容易に満足されるためいきおい流動資金の定額計算・運用に精密・慎重を欠き、地方的に全く定額計算を行わない偏向をまねいた。

企業の原材料仕入を保証し在庫準備を補充することは流動資金の基本的な使用範囲である。一九五九年三月、まづもってこの仕入に関する資金管理強化措置が実施された。³⁾

一、仕入資金は信用計画に編入し当地国行に貸出を申請する。外地仕入の場合も外地国行に申請してはならない。

二、外地で行なう計画内の商品取引と物資調達はすべて国行の委託取立を通じて結算する。計画外の臨時仕入・小額仕入には貨幣管理実施弁法の規定する現金額を携帯し、それ以上の代金支払には国行送金為替を使用する。

三、為替送金による代金は現地国行に特別の仕入勘定口座を開設し、仕入のみに使用する。貯蓄預金その他の勘定口座を開設してはならない。すべての送金為替と仕入勘定の各種小切手に仕入の文字を注記する。

ついで一九五九年七月、定額管理の全面的な強化策を実行した。

一、各級財政部門は国行と協同し企業流動資金定額を迅速に査定、各企業主管部門は財政部査定にもとづいて遂級的に基層企業を査定する。査定額は国行に通知され、国行はこれによって貸出を行なう。査定通知がなければ国行は貸出を行なわない。ただし、年度初の定額査定前にあつては実際の需要に依つて暫定的に一部を貸出し、定額査定後処理する。

二、各級国行は定額流動資金と超定額流動資金を区分して管理する。定額流動資金貸出部分は財政・企業主管部門による査定後、規定の範囲と用途にしたがって使用され、国行はその供与を保証する。超定額流動資金貸出部分は季節的・臨時的需要に限り、企業が申請し、国行は査定し貸出を行なう。資金の用途は限定され、期日に返済される。

三、規定にてらして流動資金定額を具体的に査定する。財政・企業部門は定額を査定し国行に通知、国行は査定通知にもとづいて定額貸出を行ない、同時に中央・地方財政金庫預金から相当額を控除、振替える。年度中に計画変更あるいは計画超過完成のため定額流動資金に不足を生じた場合、まず企業自身の保留収入で補充し、なお不足の分を国行が貸出し、同時に財政部門に報告、年度末決算時に処理する。

この管理強化策が実行され、さらに調整・鞏固・充実・提高の方針がこれを推進したにもかかわらず資金管理の欠陥を克服できず、一九六一年七月一日定額超定額分割供与方式を原則的に採用して定額管理の強化を徹底させるとともに、国行の貸出を定額貸出と超定額流動資金貸出に縮小したが、国行統一貸出方式の機動性を加味した、いわば分割供与と統一貸出の折衷的な制度、一九五七年当時に類似する制度に再編したのである。

一、工業貸出⁵⁾

(1) 各級の財政・企業主管部門と国行は企業の流動資金定額を査定する。企業主管部門所属企業の定額流動資金はまず財政部門が国行と協力して査定し、ついで企業主管部門が財政部門査定額内で所属企業の流動資金定額を決定する。

(2) 工業・交通運輸部門所要の定額流動資金は査定後、定額総額(計画定額)の八〇%を財政部が企業主管部門を通じて企業に供与、企業の自己流動資金となる。他の二〇%は財政部が国行に交付、国行から企業に貸出され(定額貸出)、企業の定額借入金となる。

(3) 定額流動資金の二〇%は財政部門が適時に交付し、国行はこの交付額以上に貸出さない。

(4) 企業の資金節約を促進するため、定額貸出は月利〇・一八%とする。

(5) 新方法の適用範囲は 1、中央各工業部所属工業企業(地質部・建築工程部所属工業企業をふくむ) 2、中央鉄

道・交通・郵便電信電話三部の基本業務とその所属工業企業 3、地方国营工業(森林工業をふくむ)・交通運輸・

郵便電信電話・公用等の企業 4、各級物資管理部門と工業・交通運輸・文教・衛生部門所属購買企業 5、各級

文教・衛生部門所属工業企業 6、定息実行の公私合営工業・交通運輸企業であって、国家機関・対外貿易・糧

食・水産等の企業（所屬工業企業をふくむ）およびその他部門所屬商業性の企業（たとえば塩業・衛生器材・薬材の木の各公司、新華書店等）、建築装置企業、国营農牧場、地方労働改造企業に対しては従来の方法を繼續実施する。

二、商業貸出⁶⁾

(1) 非商品流動資金（定額）は財政部から支出され企業の自己流動資金となり、商品流動資金は国行から貸出される。

(2) 非商品流動資金はすべて国行に開設される預金勘定口座に振込まれる。包装品・安価な消耗品・物料用品・露店費用・貨幣資金・前渡旅費と労賃の回轉資金・所屬非独立經濟計算單位の回轉資金を使用範囲とし、利子・労賃等の一部商品流通費、非商品定額資産・税金・利潤・減価償却基金・固定資産評価収入等の上納すべき財政項目および規定に合致するその他の項目を支払範囲とする。商品流動資金は国行の貸出勘定口座に振込まれ、企業の商品購入・国行委託取立金・送金による外地仕入商品代金と仕入費用・貸出にともなうて発生する仕入費用あるいは全部の直接費用・貨物税に使用される。

(4) 自己流動資金（非商品流動資金）を分配する場合、專業系統は逐級的に下へ分配し、異なる企業の特徴あるいは季節性の大きな企業を考慮して平均分配を行なわない。

当制度の特徴は定額管理を強化、徹底すること、特に商業貸出において預金勘定・貸出勘定の特殊口座を通じて分戸（口座毎）管理することにより、流動資金は財政・企業主管・国行の三部門によって管理されることになる。

一九六一年以来、定額流動資金（正常的な再生産に必要な最低資金）は財政支出、超定額流動資金（生産・在庫面の季節的・臨時的に必要な短期回轉資金）は国行貸出に依存する制度を原則的に継受しているものと思われる。ただ、商業

部門の経営改善・流通費用低減等の要請に則応して、一九六三年に入り商品流動資金査定において新方法が試行されてきているようであるが、その詳細は明かでない。二、三の点をあげれば次の通りである。

一、一・二級採購供応站（批發站ともいう、卸取引センター）と農業副産物仕入單位は資金の計画管理を實行し、計画にもとづいて流動資金を計算する。

二、基層卸売企業・小売企業は資金の定額管理を實行し、正常回転の需要にもとづいて流動資金を計算する。

三、大・中都市で二級卸売センターの性格をもつ市公司と一部の三級卸売商店はある商品について定額管理を實行し計画にもとづいて流動資金を計算、またある商品について定額管理を實行し正常回転の需要にもとづいて流動資金を計算する。

一九六三年、商業企業の流動資金は全流動資金の九〇%以上、商品流動資金は全商業流動資金の九〇%以上を占めている。

(1) 解決工業流動資金問題の正確途徑、人民日報、一九五八年八月五日。

(2) 國務院、關於人民公社信用部工作中幾個問題和国营企業流動資金問題の規定、華法、一九五八年七月二十二日。

財政部、中國人民銀行、關於国营企業流動資金改由人民銀行統一管理的補充規定、華法、一九五九年一月六月。

中國人民銀行・財政部、關於国营企業流動資金改由人民銀行統一管理和資金帳中幾個問題的通和、華法、一九五九年一月六月。

(3) 中國人民銀行、關於加強採購資金管理問題的報告、華法、一九五九年一月六月。

(4) 財政部・中國人民銀行總行、關於認真核定流動資金管理的連合通和、中央財政法規彙編、一九五九年。

(5) 國務院對財政部・中國人民銀行關於改進国营企業流動資金供給辦法的報告的批復、華法、一九六〇年七月一六一年十二月。財政部・中國人民銀行、關於改進国营企業流動資金供給辦法的幾項具體規定、華法、一九六〇年七月一六一年十二月。

(6) 商業企業流動資金管理新辦法、人民手冊、一九六二年、二一〇—二一二頁。

(7) 張以寬、降低商業流通費用為國家積累資金、大公報、一九六三年二月十四日。

大公報社論、銀行協助商業部門改善經營管理的途徑、一九六三年五月十四日。

(8) 大公報社論、每一個商店都要把資金管好、一九六三年五月十九日。

先に定額貸出利率を紹介したが、いうまでもなく、銀行業務が国行に集中しているため、すべての利率もまた国行によって画一的に決定される。国行貸出利率は (1) 自己流動資金をまず運用させ金額的・時期的に信用資金の無制限使用をさせさせる (2) 経済計算制を実施させ資金の回転をはやめる (3) 国行の業務費用を補充する収益要因とする等の性格をもっている。資金の節約・合理使用を促進する機能もあわせ強調され、いわゆる金融調節の作用を無視できないのであるが、景気調整手段としての意義は全く認められない。

北京・天津解放時、市場貸出利率(月利%)は六九%に達する高率であったが、国行利率はこれより遙かに低く決定され、以来一貫して引下政策がとられている。一九四九年工業六一・二二、商業七・五一—一五¹⁾、五〇年三月統一国家財政経済工作の実施により物価安定し、平均一一・五となり、五二年三反五反運動以後関内(長城以南)工業〇・六一〇・九九、商業一一・二、東北工業〇・二七—〇・三九、商業〇・五一²⁾、五三年十月過渡期の総路線が公布され、地域別利率を解消して全国統一的に工業定額〇・四五、超定額〇・四八、定額超定額未分離〇・四六、商業〇・六九、五五年十月第一次五個年計画実施後工業一般〇・四八、結算〇・三、商業一般〇・六、結算〇・三³⁾、五七年十月社会主義改造の基本的完成、都市農村関係の根本的変化・社会主義経済成分の絶対的優勢・産業間隔差の縮少等の状況を背景に産業別利率を統一して工・商業〇・六とした⁶⁾。五九年一月人民公社化後の資金管理制度の改善にともない利率体系の大改訂が行なわれたが、工・商業〇・六を継続、ただし流動資金の国行統一

貸出を機に結算貸出利率を廃止した。⁷⁾

- (1) 鍾達恩、国家銀行利率政策的成功、経済周報、一九五二年、二六。
- (2) 中国人民銀行、關於工商業放款政策及調整利息的指示、財法、一、上。
- (3) 中国人民銀行降低存款利率、新華月報、三三。
- (4) 人民銀行当前調整利率的意義、中國金融、一九五三年、二二。
- (5) 楊培新、關於我国的利率問題、新華月報、七三。
- (6) 中国人民銀行、關於調整現行貸款利率的報告、華法、一九五七年七月十二月。
- (7) 人民銀行对降低儲備存款利率和統一各項放款利率有關問題的補充規定、人民手冊、一九五九年、二七〇頁。

中国の流動資金貸出制度は上述の通り数次の改変をみている。この度々の改変に対しては改変にとまなう見通しが近視眼的であり、改変が改変をよぶこととなったとする批判もあるう。しかし、定額流動資金を財政、超定額流動資金を信用によって解決する制度の基本は一貫して堅持され、そのためにこそ度重なる改変も可能であったとさえ考えられるのである。これらの改変はおそらく未経験の政策実施に不可避的な試行錯誤の結果でもあり、またそれらが現実の客観条件に照応する時宜をえたものであったことは経済の回復と発展の実績から認めなければならぬであろう。なお、本稿において貨幣流動の問題・企業間信用と未返済貸出の処理問題等について説明すべきであったが、これらの問題は最近中国学会において討論中であり、その推移を考えあわせ、稿をあらたにして論評したい。